

改正

平成13年3月7日条例第2号
平成13年12月14日条例第19号
平成14年12月20日条例第16号
平成17年3月8日条例第1号
平成19年3月5日条例第2号
平成21年6月12日条例第12号
平成25年3月5日条例第10号
平成25年8月27日条例第27号
平成27年6月11日条例第17号
平成28年3月4日条例第3号
平成29年3月7日条例第7号
令和3年11月30日条例第17号
令和4年3月1日条例第1号

真鶴町附属機関の設置に関する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和31年真鶴町条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めのあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 前条に規定する機関の組織、所掌事務及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（真鶴町特別職報酬等審議会条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 真鶴町特別職報酬等審議会条例（昭和41年真鶴町条例第7号）
- (2) 真鶴町総合計画審議会条例（昭和42年真鶴町条例第11号）
（真鶴町文化財保護条例の一部改正）
- 3 真鶴町文化財保護条例（昭和45年真鶴町条例第1号）の一部を次のように改正する。
第13条を削り、第14条を第13条とする。
（真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正）
- 4 真鶴町立中川一政美術館条例（昭和63年真鶴町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。
（真鶴町地下水採取の規制に関する条例の一部改正）
- 5 真鶴町地下水採取の規制に関する条例（平成2年真鶴町条例第13号）の一部を次のように改正する。
第20条を削る。
第21条の見出し中「意見徴取」を「意見聴取」に改め、同条中「委員会」を「真鶴町地下水対策委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条を第20条とし、第22条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。
（経過措置）
- 6 この条例の施行の日の前日において、現に別表に規定する附属機関の委員である者の任期等は、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月7日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月14日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、町長の部に真鶴町情報公開審査会の項を加える改正規定及び附則第2項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年真鶴町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第32号を第33号とし、第31号を第32号とし、第30号の次に次の1号を加える。

(31) 情報公開審査会委員

別表第1行政改革推進委員会委員の項の次に次のように加える。

情報公開審査会委員	学識経験を有する者	日額	12,000円
	その他の委員	日額	8,000円

(真鶴町都市計画審議会条例の一部改正)

3 真鶴町都市計画審議会条例（昭和46年真鶴町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「10人以内」を「8人以内」に改める。

附 則（平成14年12月20日条例第16号抄）

(施行期日)

1 この条例は、（中略）平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月8日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月5日条例第2号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成21年6月12日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月5日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月27日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月11日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月4日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に設置された選挙人名簿等の流出に係る第三者委員会及び真鶴町立学校事故調査委員会（以下「旧委員会」という。）は、この条例の規定による選挙人名簿等の流出に係る第三者委員会及び真鶴町立学校事故調査委員会（以下「新委員会」という。）とみなす。この場合において、この条例の施行の際、現に旧委員会の委員であるものは、この条例の施行の日において新委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなし、任期はその残任期間とする。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	真鶴町総合計画審議会	総合計画の策定、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うこと。	14人
	真鶴町特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額につき、町長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。	6人
	真鶴町町史編さん委員会	町史編さんに関する基本方針及び運営に関すること。	10人以内
	真鶴町地下水対策委員会	地下水の採取に関する事項を調査、審議し、意見を建議すること。	7人
	真鶴町水対策委員会	給水規制の特例に関して、町長に対して意見を述べること。	7人
	真鶴町情報公開・個人情報保護審査会	1 真鶴町情報公開条例（平成13年真鶴町条例第18号）第10条第1項の規定による諾否の決定に対する審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する	5人

		<p>こと。</p> <p>2 真鶴町個人情報保護条例（平成14年真鶴町条例第16号）第17条第1項又は第23条第1項の規定による決定に対する審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。</p> <p>3 情報公開及び個人情報保護に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。</p>	
	真鶴町上下水道料金審議会	水道料金及び下水道使用料に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
	真鶴町子ども・子育て会議	子ども・子育て施策全般に関する調査及び審議を行うこと。	15人以内
	真鶴町いじめ問題再調査会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	6人以内
	真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会	指定管理者が行う施設の管理運営状況に関する事項につき町長の諮問に応じて評価し、その結果を報告すること。	5人

	予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。	7人以内
	選挙人名簿等の流出に係る第三者委員会	選挙人名簿等の流出に関して原因究明を行い、今後の再発防止を図るため調査を行い、その結果を町長に報告すること。	3人
教育委員会	真鶴町文化財審議委員会	文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこのため必要な調査研究を行うこと。	5人
	真鶴町立中川一政美術館運営審議会	教育委員会の諮問に応じ、美術館の円滑な運営に関して審議すること。	8人以内
	真鶴町いじめ防止対策調査委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、同法第28条第1項の規定に基づき、町立学校における同項の重大事態につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内
	真鶴町立学校事故調査委員会	真鶴町立学校における事故の再発防止を図るため、事故の詳細を調査審議し、その結果を報告すること。	6人以内